

(25) 人総発-001

2025年4月1日

事業所事務長 様

事業所実務担当者 様

人事総務課長

2025年度 月所定労働日数・時間数見直しの件

職員給与規程第7条第2項に規定する2025年度の月所定労働日数及び月所定労働時間数は、下記のとおりとしますのでご確認ください。

記

	旧：2024年度	新：2025年度
月所定労働日数	21.33日	21.33日
月所定労働時間数	160.0時間	160.0時間

※2024年度と変更なし

※常勤職員の月所定労働日数の見直しに伴い、
定時職員の社会保険取得基準（月所定労働日数）が次のとおり変更となります。

社会保険取得基準（一般被保険者）

1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上

⇒ 当組合：週所定労働時間 28.125 時間（28 時間 8 分）以上、

月所定労働日数 16.00 日 以上（2025 年度）

※月所定労働日数：2024 年度 16.00 日→2025 年度 16.00 日

なお、短時間労働者の社会保険取得基準（週所定労働時間 20 時間以上・賃金 88,000 円以上等）は変更ありません。

以 上